

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	2,653	636	1,535	373	4,188	1,009	1,899	397	2,289	612
	申 告 分	12,802	3,349	11,131	1,838	23,933	5,187	11,815	2,082	12,118	3,105
	計	15,455	3,985	12,666	2,211	28,121	6,196	13,714	2,479	14,407	3,717
法 人 税		789	1,060	1,472	884	2,261	1,944	1,402	880	859	1,064
相 続 税		309	2,961	374	392	683	3,353	453	2,565	230	788
消 費 税		12,687	外 815 3,168	14,364	外 2,571 9,549	27,051	外 3,386 12,717	14,545	外 2,566 9,572	12,506	外 820 3,145
そ の 他		180	20	500	22	680	42	463	21	217	21
合 計		29,420	外 815 11,194	29,376	外 2,571 13,058	58,796	外 3,386 24,252	30,577	外 2,566 15,517	28,219	外 820 8,735

調査対象等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成28年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
平成 23 年 度	37,517	外 1,001 12,476	30,779	外 1,293 9,938	68,296	外 2,294 22,414	31,435	外 1,378 10,484	36,861	外 916 11,930
平成 24 年 度	36,861	外 916 11,930	28,276	外 1,223 8,326	65,137	外 2,139 20,256	30,536	外 1,310 9,608	34,601	外 829 10,648
平成 25 年 度	34,601	外 829 10,648	26,088	外 1,124 10,612	60,689	外 1,953 21,260	29,108	外 1,259 9,763	31,581	外 694 11,497
平成 26 年 度	31,581	外 694 11,497	26,752	外 1,413 8,476	58,333	外 2,107 19,973	28,913	外 1,292 8,779	29,420	外 815 11,194
平成 27 年 度	29,420	外 815 11,194	29,376	外 2,571 13,058	58,796	外 3,386 24,252	30,577	外 2,566 15,517	28,219	外 820 8,735

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。
 ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
徳 島	1,107	215	2,576	1,200	3,683	1,415	2,588	1,194	1,095	220
鳴 門	538	99	874	436	1,412	535	909	418	503	117
阿 南	463	59	482	292	945	351	534	292	411	59
川 島	212	30	392	151	604	180	437	155	167	26
脇 町	170	20	241	77	411	96	245	75	166	22
池 田	222	28	177	63	399	92	246	65	153	27
徳 島 県 計	2,712	451	4,742	2,218	7,454	2,669	4,959	2,199	2,495	470
高 松	3,614	588	3,853	1,544	7,467	2,132	4,015	1,590	3,452	542
丸 亀	1,686	253	1,571	577	3,257	830	1,711	603	1,546	227
坂 出	858	120	587	283	1,445	403	695	311	750	93
観 音 寺	1,331	185	790	319	2,121	503	1,009	345	1,112	158
長 尾	593	100	517	175	1,110	276	530	175	580	101
土 庄	258	31	186	98	444	128	198	99	246	30
香 川 県 計	8,340	1,277	7,504	2,996	15,844	4,272	8,158	3,122	7,686	1,150
松 山	4,683	773	5,368	2,227	10,051	3,000	5,533	2,231	4,518	769
今 治	1,057	189	1,119	455	2,176	644	1,199	489	977	154
宇 和 島	486	62	700	288	1,186	350	654	272	532	78
八 幡 浜	377	71	476	205	853	276	443	200	410	76
新 居 浜	901	139	862	327	1,763	465	772	312	991	153
伊 予 西 条	911	146	718	337	1,629	483	816	362	813	121
大 洲	347	54	374	174	721	228	364	175	357	52
伊 予 三 島	447	78	490	277	937	355	446	260	491	94
愛 媛 県 計	9,209	1,512	10,107	4,289	19,316	5,801	10,227	4,302	9,089	1,499
高 知	3,390	501	3,462	1,317	6,852	1,819	3,820	1,360	3,032	458
安 芸	217	20	287	100	504	121	313	98	191	22
南 国	682	90	801	274	1,483	364	771	259	712	104
須 崎	486	66	413	187	899	253	456	180	443	73
中 村	553	65	581	196	1,134	261	639	197	495	63
伊 野	345	45	418	161	763	206	380	153	383	53
高 知 県 計	5,673	787	5,962	2,235	11,635	3,023	6,379	2,248	5,256	774
局 引 受 分	3,486	7,167	1,061	1,320	4,547	8,487	854	3,645	3,693	4,841
総 計	29,420	11,194	29,376	13,058	58,796	24,252	30,577	15,517	28,219	8,735

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
平 成 23 年 度	99,716,511
平 成 24 年 度	90,418,876
平 成 25 年 度	81,571,409
平 成 26 年 度	98,189,069
平 成 27 年 度	125,155,583
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	29,011,341
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	3,295,912
法 人 税	13,858,338
消 費 税 及 地 方 消 費 税	77,754,000
そ の 他	1,235,993
還 付 金 合 計	125,155,583

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

(注) 還付加算金を含む。